

物 件 調 査

所 在	京丹後市大宮町善王寺小字赤坂谷10370番15						
面 積（ 合 計 ）	登 記 簿	270㎡	地 目	登 記 簿	雑種地	現 状	測量図のとおり
	実 測	270.23㎡		現 況	雑種地		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側の実効幅員約3.5mの里道に概ね等高に接する中間画地 ※里道は、建築基準法第42条の京都府の指定道路ではありません。						
法 基 令 づ く 等 制 に 限	都 市 計 画 法	都 市 計 画 区 域 内					
	建 築 基 準 法	用 途 地 域		指 定 な し			
		建 ぺ い 率	60%		容 積 率	200%	
	そ の 他 の 法 律	道 路 斜 線	勾 配 1.5		隣 地 斜 線	20メートル＋勾配1.25	
		防 火 地 域 等	建 築 基 準 法 第 22 条 区 域				
	そ の 他 の 法 律	京 都 府 建 築 基 準 法 施 行 条 例 (昭 和 35 年 条 例 第 13 号)		条 例 第 6 条 に 規 定 さ れ る 「 が け 」 の 影 響 を 受 け る 範 囲 が あ り、 建 築 物 の 安 全 を 図 る 趣 旨 で 制 限 が あ り ま す。			
そ の 他 の 法 律	文 化 財 保 護 法		埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 「 小 池 古 墳 群 」 の 外 縁 部 に あ た る た め、 住 宅 建 築 に 際 し て 届 出 が 必 要 と な る 場 合 が あ り ま す。				
所 有 権 を 制 限 す る 権 利 設 定	な し						
第 三 者 に よ る 対 象 物 件 の 占 有	な し						
供 給 処 理 施 設 の 状 況	施 設 名		事 業 所 名		電 話 番 号		
	電 気	引 込 可	関 西 電 力 (株) 福 知 山 営 業 所		0800-777-8035		
	上 水 道	引 込 可	京 丹 後 市 役 所 上 下 水 道 部 経 営 企 画 整 備 課		0772-69-0550		
	下 水 道	引 込 可	京 丹 後 市 役 所 上 下 水 道 部 経 営 企 画 整 備 課		0772-69-0550		
交 通 接 条 件	鉄 道	京 都 丹 後 鉄 道 京 丹 後 大 宮 駅		物 件 の 南 方 約 1.9 km		車 で 約 4 分	
	商 業 施 設	(株) に し が き 大 宮 バ イ パ ス 店		物 件 の 東 方 約 1.1 km		車 で 約 3 分	
公 共 施 設	市 役 所	京 丹 後 市 大 宮 庁 舎		物 件 の 南 方 約 2.0 km		車 で 約 4 分	
	小 学 校	市 立 大 宮 第 一 小 学 校		物 件 の 南 東 方 約 0.9 km		車 で 約 2 分	
	中 学 校	市 立 大 宮 中 学 校		物 件 の 南 方 約 2.0 km		車 で 約 4 分	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本 物 件 の 南 側 (10370 番 15) に あ る 石 積 み 擁 壁 設 置 に 係 る 資 料 を、 本 市 は 保 有 し て い ま せ ん。 ま た、 擁 壁 の 改 修、 崖 の 改 良 ・ 撤 去 等 に つ い て、 市 は 対 応 し ま せ ん。 ・ 南 側 に 3m 程 度 の 法 面 が あ り、 南 側 境 界 か ら 約 3m 程 度 の 部 分 が 京 都 府 建 築 基 準 法 施 行 条 例 第 6 条 に 定 め る 「 が け 」 の 影 響 に よ り 制 約 を 受 け る 範 囲 と な っ て い る た め、 住 宅 等 を 建 築 さ れ る 場 合 は、 京 都 府 丹 後 土 木 事 務 所 に 事 前 の 協 議 が 必 要 で す。 ・ 上 水 道 の 引 込 に つ い て は、 市 上 下 水 道 部 経 営 企 画 整 備 課 (TEL0772-69-0550) に お 問 い 合 わ せ ぐ だ さ い。 な お、 引 込 工 事 費、 水 道 加 入 金 は 買 受 人 の 負 担 と な り ま す。 ・ 下 水 道 の 引 込 に つ い て は、 市 上 下 水 道 部 経 営 企 画 整 備 課 (TEL0772-69-0550) に お 問 い 合 わ せ ぐ だ さ い。 な お、 引 込 工 事 費、 下 水 道 受 益 者 分 担 金 は 買 受 人 の 負 担 と な り ま す。 ・ 本 物 件 の 地 籍 測 量 図 は、 法 務 局 に 備 え 付 け て あ り ま す。 ・ 境 界 杭 等 の 境 界 点 は、 復 元 せ ず 現 状 有 姿 で 引 き 渡 し ま す。 な お、 境 界 杭 等 が あ る 場 合 で も、 年 数 経 過 の 中 で そ の 位 置 が ず れ て い る 可 能 性 が あ り ま す。 ・ 市 洪 水 ・ 土 砂 災 害 ハ ザ ー ド マ ッ プ (令 和 3 年 度 発 行) に お い て、 洪 水 浸 水 想 定 区 域、 土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 の 危 険 区 域 に 含 ま れ て い ま せ ん。 京 都 府 地 震 被 害 想 定 (平 成 20 年 度 京 都 府 公 表) に 基 づ き 作 成 さ れ た 市 地 震 ・ 津 波 ハ ザ ー ド マ ッ プ に お い て、 液 状 化 等 の 地 震 の 影 響 の あ る 範 囲 の 付 近 に あ り ま す。 市 洪 水 ・ 土 砂 災 害 ハ ザ ー ド マ ッ プ も 含 め、 詳 し く は 市 ホ ー ム ペ ー ジ を ご 覧 ぐ だ さ い。 						

特記事項

- ・本物件は、現状有姿で引渡します。樹木・雑草等を含め十分現地をご確認ください。
- ・旧府営住宅余部団地に供された土地であり、土壌調査及び地下埋設物調査を行っていません。売買契約締結後に、仮に土壌汚染等が見つかった場合でも、撤去に要する費用は買受人の負担とし、市は、契約不適合の責任を負わないものとします。
- ・本物件にゴミ・ガラ・砕石、自然石及び工作物等が存在する場合であっても、撤去及びその他費用負担について、市は対応しません。
- ・本物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷設設備等の補修、移設、撤去及び雑草等の除去等の費用負担、隣接地権者等との協議について、市は対応いたしません。
- ・本物件にあるコンクリート側溝建設に係る資料を、市は保有していません。また、コンクリート側溝の経年劣化、損傷箇所等の調査は未実施であり、また、目視できない箇所に損傷等がある可能性があります。
- ・本物件南側に位置し隣接(370番14)の土地に続くコンクリート側溝は、370番14に属する部分を現状有姿にて土地所有者に譲渡しています。境界から西側のコンクリート側溝が本物件に属する建築物となります。なお、市と370番14の土地所有者との間で、コンクリート側溝に係る管理や雨水処理に係る取決め(契約等)はありません。
- ・騒音については、把握していません。
- ・対象地域の自治会等が様々な活動を実施する中で、協力等を依頼される場合があります。

※ 物件調書は、応募者が物件の概要を把握するための資料です。応募者は必ず、現地、近隣の状況及び諸規制について調査、確認を行ってください。